

被災住宅の応急修理業者の皆様へ

令和4年福島県沖を震源とする地震により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯等に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理するものです。

1. 対象となる修繕の範囲

地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。また、あくまで応急修理ですので、対象となる範囲が決められています。

詳しくは、「(別紙)住宅の応急修理に係る工事例」をご覧ください。ご不明な点は住宅政策課にご相談ください。

2. 支援の内容

修理限度額は次のとおりです。限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

区分	修理限度額
住宅被害が半壊、中規模半壊、大規模半壊又は全壊の場合	59万5,000円(税込み)
住宅被害が準半壊の場合	30万円(税込み)

3. 修理見積書の作成にあたって

- 修理見積書には、屋根・外壁・土台等、部位ごとの修理明細を数量等がわかるよう作成してください。
- あくまでも応急修理ですので損傷した部分が対象となります。詳細はご相談ください。
- 見積書作成時に応急修理の対象となるか不明な場合はご相談ください。

【応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとなります。

【応急修理の優先順位】

法による応急修理は、居室、台所、トイレ等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。)に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきという考え方をもとに以下の優先順位を定めます。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修(上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備(換気扇などの交換)、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修)
④	壊れた衛生設備(便器・浴槽などの交換)

4. 注意事項

- 見積り内容については、修理申込者様に十分説明していただくようお願いします。
- 見積書は、市が作成する様式第3号を使用し、可能な限り詳細に記載し、「床工事 一式」などの記載はしないでください。
- 対象となる修理については、福島市と修理業者様との契約となります。
- 福島市応急修理指定業者リストに登録がない場合、別途住宅の応急修理指定業者登録申請書（様式第8号）の提出をお願いします。
- 着手前、施工中（特に隠蔽部）及び完了時の写真の撮り忘れに注意してください。
- 見積書等を審査後に市から修理依頼書を送付します。

5. 修理業者様の提出書類

提出時期	必要書類
見積り・契約時	<ul style="list-style-type: none">■修理見積書（様式第3号）1部 （修理申込者様が確認して記名・押印されたもの）■写真（全景と修理箇所ごとの施工前）■住宅の応急修理指定業者登録申請書（指定業者リストに登録がない場合）1部■位置図（住宅地図等）■簡易な平面図等 （修理見積書の修理箇所数量等が写真により把握できない場合）
完了・支払い時	<ul style="list-style-type: none">■工事完了報告書（様式第6号）1部 （修理申込者様が確認して記名・押印されたもの）■施工写真（着手前・施工中・完了）1部 （写真台紙に張付け、施工状況等がわかるように、そで書きしてください。）■修理見積書（写）■請求書1部

6. 提出・お問合せ先

〒960-8601

福島県福島市五老内町3番1号

福島市役所 住宅政策課

電話：024-525-3757

FAX：024-533-0026

E-mail：k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

別紙 1

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・クーラー等）は対象外である。